

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る令和3年度補正予算及び令和4年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和3年10月26日
世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託

(2) 業務内容

新型コロナウイルスワクチンの追加接種が効率的かつ円滑に行われるよう、現在区が使用している予約システム等を用いて以下の業務を行う。なお、本業務委託は、国によるワクチンの住民接種の実施状況、当該事業の運営状況により、履行期間や履行内容を変更する場合があります。業務概要は以下のとおりとする。

集団接種会場運営業務

ア 業務計画・進捗管理調整

接種当日の人員の確認や円滑な会場運営に向けた各種調整のほか、各集団接種会場（以下、「各会場」という）において、接種を受ける者からの問合せや苦情処理、接種状況の報告等、会場全体の統括及び調整を行うこと。疑義や報告事項が生じた場合は、区担当課に報告すること。

イ 本部

- (ア) 各会場の開始及び終了の確認
- (イ) 各会場からの問い合わせ等への対応
- (ウ) 各会場における接種券の再発行対応
- (エ) 区担当課からの各会場に対する緊急連絡等の周知
- (オ) ワクチンの在庫管理
- (カ) 物品在庫管理

ウ 会場運営

- (ア) 会場の設営補助、撤去補助
- (イ) 会場準備及び片付け
- (ウ) 全体管理運営
- (エ) 入場案内
- (オ) 受付
- (カ) 予診票の記入
- (キ) 予診票確認
- (ク) 誘導
- (ケ) 接種済証交付

- (コ) 緊急対応補助
- (サ) VRS への登録
- (シ) 会場の清掃及び施設
- (ス) 各会場で回収した予診票の移送

ワクチン接種業務

厚生労働省作成の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関の手引き」ほか各種通知・手引き、ワクチン製造会社説明書資料及び添付文書等の内容の最新情報を事前に確認のうえ、それらを適切に遵守し、以下のとおりワクチン接種等を行う。

- ア 予診
- イ 接種
- ウ 接種後の経過観察
- エ 救急搬送時の対応
- オ ワクチンの保管
- カ ワクチン数等の管理
- キ ワクチン接種に係る準備・片付け等
- ク ディープフリーザー及び冷蔵庫の管理
- ケ 余剰ワクチン対応
- コ 予防接種の間違いの防止と報告
- サ 医療的見地からの積極的なサポート

(3) 履行期間及び接種期間

令和4年2月1日(火)から令和4年7月31日(日)

契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結条件とする。

国からの通知、国によるワクチンの住民接種の実施状況、当該事業の運営状況により、委託内容を変更する可能性がある。

(4) 予算額(提案限度額)

3,622,360,000円(消費税込み)を上限とする。

上記の限度額は、契約の日から令和4年7月31日までの合計額である。

消費税については、現時点での税率で計算すること。契約後に消費税の変更が確定となった場合には、契約変更をもって対応する。

国からの通知、国によるワクチンの住民接種の実施状況、当該事業の運営状況により、委託内容を変更した場合、契約変更をもって対応する。

本業務に係る令和3年度補正予算、令和4年度予算が成立し、予算配当があることを契約締結の条件とする。

本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。

労働報酬下限額の詳細は別紙を確認すること。

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 世田谷区及び他自治体でコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)(ファイザー株式会社が令和3年2月14日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたもの及び、武田薬品工業株式会社が令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る)を使用した集団接種会場及び職域接種会場を運営した実績があること。(再委託先と併せた実績も可とする。)
- (7) 世田谷区新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の管理運営に高い意欲及び高い能力を有する法人であること。個人での応募は不可。
- (8) 委託事業者になろうとする法人及びその役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団員または暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取り扱いに関する認定(プライバシーマーク)を受けていること。

3 手続き等

- (1) 参加表明書及び説明書の交付期間、場所及び方法

期間 令和3年10月26日(火)～令和3年11月5日(金)午後5時まで

場所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第1庁舎4階

方法 窓口配付

説明資料の受け取りについては、受取日時を事前に電話で予約の上、窓口配付

参加表明書のみ、世田谷区のホームページよりダウンロード可

ホームページ掲載箇所

[トップページ](#) [事業者の方へ](#) [各種申請・契約・入札](#) [世田谷区新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託事業者選定に係るプロポーザルについて](#)

- (2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限 令和3年11月5日(金)午後5時まで(必着)

場所 上記(1)窓口

方法 持参または郵送等

郵送等による提出の場合、到達確認の連絡を必ず行うこと。未着や遅延については、理由を問わず提出を受け付けないものとする。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限 令和3年11月25日(木)午後5時まで(必着)

場所 上記(1)窓口

方法 提出日時を事前に電話で予約のうえ、持参

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 提案書の審査方法

(1) 審査

「世田谷区新型コロナウイルスワクチン住民接種体制確保事業関連契約受託請負事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。

選定委員の構成

委員長 関係部長 1名

委員 関係課長 4名

審査方法

「世田谷区新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託事業者選定審査要領」及び「評価基準表」に基づき、第一次審査、第二次審査を通じて総合的に審査を行い、評価点の最も優れた事業者を選定委員会の合意により、契約候補者として選定する。ただし、契約候補者となる事業者の評価点が、予め区の定めた基準点を満たしていない場合、上位2事業者を契約候補者として選定し、区が設置する集団接種会場13会場を世田谷地域、北沢地域の6会場と玉川地域、砧地域と烏山地域の7会場の2グループ(「(例示)提案要求仕様書 別紙1」参照)に分け、そのグループに属する会場の運営業務をそれぞれ委託する。選定委員会による選定結果を踏まえ、評価の高い事業者から順に、区と受託者が協議のうえ、委託会場を決定することとする。原則として受託者は協議に応じること。

なお、上位2事業者を契約候補者として選定した場合、区と受託者が協議のうえ、2事業者の合計金額を「1(4)予算額(提案限度額)」内に収めるものとする。

また、契約候補者となる事業者の評価点が、予め区の定めた基準点を満たしておらず、かつ、上位2事業者の評価点が著しく乖離している場合は、評価点の最も優れた事業者を契約候補者とする。

国からの通知、国によるワクチンの住民接種の実施状況、当該事業の運営状況により、委託内容(会場数・開設時間等)を変更する可能性がある。

ア 第一次審査

第一次審査提案者の中から、提案書及び見積書により総合的に審査を行い、上位の4者を選抜する。

イ 第二次審査

上位の4者を招請し、プレゼンテーションを行う。選定委員は「評価基準表」を基に、プレゼンテーションについて評価する。

(2) 審査基準

第一次審査

提案書と見積書に基づき書類審査を行う。

ア 業務理解

イ 実施体制

ウ 業務内容（提案内容）

エ 法人実績

オ 価格の妥当性

第二次審査

提案書に基づきヒアリング審査を行う。

ア 専門技術力（新型コロナワクチン接種に関する医療的な知識）

イ 臨機応変に対応する力（国等の指示に伴う会場数・開設時間等の変更に対し、迅速に対応する能力）

ウ コミュニケーション能力

エ 実現性

オ 取り組み意欲

(3) 審査結果の通知

令和3年12月下旬 郵送にて発送予定

6 プロポーザル実施日程

10月26日（火）	・・・公募開始、参加表明書提出
11月5日（金）	・・・参加表明書提出期限（午後5時まで）
11月10日（水）	・・・招請通知送付
11月11日（木）	・・・質問受付
11月18日（木）	・・・質問提出期限（午後5時まで）
11月25日（木）	・・・提案書提出期限（午後5時まで）
12月7日（火）以降	・・・事業者あて一次審査結果通知

7 委託業務日程

令和4年1月下旬	・・・契約締結
令和4年2月1日	・・・履行開始

8 その他

(1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。

(2) 詳細な仕様、契約金額、候補者の組織体制等が提案どおり稼働できることを候補者と区の間

で確認した後、受託事業者として契約を締結する。

- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (5) 契約保証金：免除
- (6) 契約書作成の要否：要
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口：下記「 9 担当」に同じ
- (8) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 選定過程で提出された資料等は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (11) 区は、この案件に提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (12) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (13) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (14) 詳細は説明書による。
- (15) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (16) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (17) 提案書の提出後に「 2 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (18) 事業開始までの期間は、業務の習得を行うこと。
- (19) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。
- (20) 個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (21) 世田谷区公契約条例の規定を遵守すること。

9 担当

〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27

(世田谷区役所第1庁舎4階 窓口)

世田谷区住民接種担当部接種体制整備担当課 浅川・谷

電話 03 - 5432 - 2579

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務（主なもの）

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
 - (1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
 - (2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務（主なもの）

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約（指定管理の協定は零円を超えるもの）
3. 閲覧場所（契約内容によって取扱い窓口が異なります。）
 - (1) 経理課（世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口）：教育総務課が取り扱う契約以外の契約
 - (2) 教育総務課（世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口）：教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例や労働報酬下限額の詳細については、
世田谷区ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】
世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
ファクシミリ：03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和3年3月17日告示による

(適用対象は令和3年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(令和3年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,625円	25	土木一般世話役	2,710円
2	普通作業員	2,295円	26	高級船員	3,241円
3	軽作業員	1,658円	27	普通船員	2,561円
4	造園工	2,295円	28	潜水士	4,399円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,103円
6	とび工	2,965円	30	潜水送気員	3,029円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,962円
9	電工	2,731円	33	型わく工	2,795円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,103円	36	配管工	2,497円
13	溶接工	3,326円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,614円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,157円	39	板金工	3,039円
16	潜かん工	3,230円	41	サッシ工	2,731円
17	潜かん世話役	3,804円	43	内装工	2,975円
18	さく岩工	3,284円	44	ガラス工	2,731円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,434円
20	トンネル作業員	2,635円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,230円	50	交通誘導員A	1,658円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,477円
24	橋りょう世話役	3,783円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間当たり1,365円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間当たり1,130円